



STANDARD

2026年9月16日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイホールディングス
代表者名 代表取締役社長 眞野 定也
(コード番号:2721 東証スタンダード)
問合せ先 取 締 役 山室 敬史
(Tel. 03-6455-4278)

第 10 回新株予約権(行使価額修正条項付)の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年2月13日に第三者割当により発行した第10回新株予約権(行使価額修正条項付)(以下、「第10回新株予約権」といいます。))について、取得日時点で残存する第10回新株予約権の全部(本日時点における残存個数:37,600個)を割当先であるEVO FUNDから発行価額と同額で取得し、取得後直ちに消却(以下、「本件取得及び消却」といいます。))することを決議(以下、「本件決議」といいます。))いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取得及び消却の対象となる第10回新株予約権の内容

(1) 新株予約権の名称	第10回新株予約権
(2) 新株予約権の割当日	2026年2月13日
(3) 新株予約権の割当先	EVO FUND
(4) 発行した新株予約権の数	82,700個
(5) 新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 8,270,000株 (新株予約権1個につき普通株式100株)
(6) 行使済みの新株予約権の数	45,100個(2026年9月16日現在)
(7) 新株予約権の残存数	37,600個(2026年9月16日現在)
(8) 取得及び消却する新株予約権の数	取得日において残存する第10回新株予約権の全部 (2026年9月16日現在の残存数:37,600個)
(9) 取得価額	第10回新株予約権1個当たり18円 (総額676,800円(2026年9月16日現在))
(10) 取得日及び消却日	2026年10月6日
(11) 消却後に残存する新株予約権の数	0個

(注) 「取得及び消却する新株予約権の数」及び「取得価額」は、2026年9月16日現在の予定であり、取得日までに第10回新株予約権が行使された場合には、その行使状況に応じて減少する可能性があります。

2. 取得及び消却を行う理由

当社は、2026年1月28日付「第三者割当による第10回新株予約権(行使価額修正条項付)、第11回新株予約権の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」において公表のとおり、EVO

FUND を割当先とする第 10 回新株予約権、Recharge Power、SIC ENERGY、眞野定也及び PARK KUNTAERANG を割当先とする第 11 回新株予約権を発行いたしました。

第 10 回新株予約権については、これまでに 45,100 個(交付株式数:4,510,000 株)が行使され、546 百万円の資金調達を実現しております。これまでに調達した資金については、系統用蓄電池事業における蓄電所取得資金として 226 百万円、運転資金として 186 百万円を充当しており、残額 133 百万円については未充当となっております。

一方、第 10 回新株予約権の発行時において、全ての第 10 回新株予約権が当初行使価額 214 円で行使された場合に調達される金額は 1,769 百万円と見込んでおりましたが、これまでの調達額は 546 百万円で、当初想定していた調達額との差額は 1,223 百万円となっております。

当社は、これまでに調達した資金を当初の資金使途に沿って充当するとともに、今後の事業計画及び資金需要を踏まえ、未調達となっている資金使途については、手元資金、営業収入及び今後の資金調達等を組み合わせることにより対応する方針です。今後の資金調達については、当社の事業計画、資金需要、財務状況及び市場環境等を総合的に勘案し、金融機関からの借入れ、新株式の発行その他の資金調達手段を含め、適時適切な方法を検討してまいります。

こうした状況を踏まえ、当社は、第 10 回新株予約権について、今後見込まれる資金調達効果と、残存する新株予約権が行使に伴う既存株主の皆様への希薄化及び株式需給への影響を総合的に勘案いたしました。その結果、現在の株価水準において第 10 回新株予約権を存続させることによる資金調達上の効果に比して、残存する新株予約権による将来の希薄化及び株式需給への影響に係る懸念を早期に解消することの重要性が高まっていると判断いたしました。

なお、現在の株価水準(2026 年 9 月 16 日現在の株価:105 円)は、下限行使価額である 107 円を下回って推移しており、これに伴い、第 10 回新株予約権の行使価額も 107 円まで修正されております。そのため、直近における第 10 回新株予約権の行使は限定的となっております。

以上の状況を踏まえ、当社は、本件取得及び消却の実施が当社の資本政策上適切であると判断し、本件決議に至ったものであります。

3. 今後の見通し

本件が当社の 2026 年 12 月期の連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。今後、本件に関して開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上